

令和6年度鞍手町議会第6回定例会会議録（第4号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和6年12月17日 午後 1時00分			的野信之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和6年12月17日 午後 1時57分			的野信之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
	2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出
	3	星正彦	出	13	篠原哲哉	出
	4	宇田川亮	出			
	5	野口美恵子	出			
	出席 13人	6	新谷留晴	出		
	欠席 0人	7	的野信之	出		
	欠員 0人	8	石井大輔	出		
		9	許斐潤一郎	出		
	10	有働徳仁	出			
会議録署名議員	8	石井大輔		9	許斐潤一郎	

職務出席	議会事務局長	武谷朋視	出	議会事務局次長	加藤優	出
	町長	岡崎邦博	出	副町長	折尾敬敏	出
	教育長	外園哲也	出	会計課長	小長光弘平	出
	総務課長	梶栗恭輔	出	都市整備課長	西生卓矢	出
	福祉人権課長	田鶴原竜二	出	まちづくり課長	高橋奈美江	出
	税務保険課長	石田克	出	産業振興課長兼農業委員会事務局長	柴田隆臣	出
	管財課長	石田正樹	出	上下水道課長	神谷徹	出
	健康子ども課長	沼野葉子	出	教育課長	森永健一	出
	住民環境課長	大村俊夫	出			
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

令和6年 第6回 鞍手町議会定例会議事日程

12月17日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案の訂正
議案第71号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第68号 専決処分の承認（鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）（民生産業委員長報告）
- 日程第3 議案第73号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（民生産業委員長報告）
- 日程第4 議案第74号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（民生産業委員長報告）
- 日程第5 議案第78号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（民生産業委員長報告）
- 日程第6 議案第79号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（民生産業委員長報告）
- 日程第7 議案第81号 地方独立行政法人くらて病院第4期中期目標（民生産業委員長報告）
- 日程第8 議案第82号 鞍手町営葬斎場の指定管理者の指定（民生産業委員長報告）
- 日程第9 議案第83号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定（民生産業委員長報告）
- 日程第10 議案第69号 鞍手町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（総務文教委員長報告）
- 日程第11 議案第70号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例（総務文教委員長報告）
- 日程第12 議案第71号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（総務文教委員長報告）
- 日程第13 議案第72号 鞍手町税条例の一部を改正する条例（総務文教委員長報告）
- 日程第14 議案第75号 鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例（総務文教委員長報告）
- 日程第15 議案第76号 鞍手町用品調達基金条例を廃止する条例（総務文教委員長報告）
- 日程第16 議案第77号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）（総務文教委員長報告）
- 日程第17 議案第80号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税免除（総務文教委員長報告）
- 日程第18 発委第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例（議会運営委員長報告）
- 日程第19 発委第2号 鞍手町議会会議規則の一部を改正する規則（議会運営委員長報告）
- 日程第20 発委第3号 鞍手町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（議会運営委員長報告）
- 日程第21 発委第4号 町長の専決処分事項の指定に関する条例（議会運営委員長報告）
- 日程第22 閉会中の継続事件

1 2 月 1 7 日 本 会 議 審 査 報 告、 閉 会

~~~~~○~~~~~

— 開 議 1 3 時 0 0 分 —

**○的野信之議長** これから本日の会議を開きます。これより日程こ入ります。日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 議案第71号鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について、町長から訂正の申出がありました。ここでお諮りします。町長からの申出を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって町長からの議案第71号の訂正についての申出を許可することに決定いたしました。ただいま議題となっております本件について、議案訂正の説明を求めます。町長。

**○岡崎邦博町長** 議長より訂正の申出に対し発言の許可を頂きましたので、議案第71号鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の訂正内容につきまして、ご説明させていただきます。12月4日に提出させていただきました議案第71号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきまして、附則中の第1項第1号及び第2号におきまして、今回改める条文と合致しない記載及び改正規定という文言の二重記載をしておりました。訂正する部分につきましては、お手元に配付させていただきました別紙正誤表のとおりでございます。以上が議案第71号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案の訂正理由でございます。

議員の皆様には、委員会終了後に議案を訂正するという事で、大変ご迷惑をおかけすることになり、申し訳ございません。今後はさらに細心の注意を払い、議案を提出するよう心がけます。このたびは大変申し訳ございませんでした。

**○的野信之議長** これから質疑を行います。議案第71号の議案訂正について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております訂正後の議案第71号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は総務文教委員会に付託することに決定しました。これより、委員会審査のため、しばらく休憩します。

—— 休憩 1時03分 ——

~~~~~○~~~~~

—— 再開 1時21分 ——

会議を再開します。日程第2 議案第68号から日程第9 議案第83号までの8件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。

○篠原哲哉民生産業委員長 民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第68号から議案第83号までの8件について、12月12日に当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告いたします。

議案第68号専決処分の承認。鞍手町独り親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、鞍手町独り親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を専決処分により改正するものについて議会の承認を得るものであります。議案第68号については、執行部同席のもと詳細説明を受け質疑に入りました。重立った質疑もなく、当局提案どおり、原案を全会一致で承認いたしました。

次に、議案第73号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案第74号鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、地方税法の規定に基づき納税通知書を納期限前10日までに、納税者に交付するために必要な日数を確保するため、条例の一部を改正するものであります。以上2件について、執行部同席のもと詳細説明を受け質疑に入りました。重立った質疑もなく、当局提案どおり、原案を全会一致で可決いたしました。

次に議案第78号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。重立った質疑もなく、当局提案どおり、原案を全会一致で可決いたしました。

次に、議案第76号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。重立った質疑もなく、当局提案どおり、原案を全会一致で可決いたしました。

すいません。訂正して申し上げます。次に、議案第79号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。重立った質疑もなく、当局提案どおり、原案を全会一致で可決しました。

次に、議案第81号 地方独立行政法人くらて病院第4期中期目標について、執行部より議案書に基づき補足説明を受け審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、病院経営の収支状況についての質問に対し、赤字経営が続き、令和6年度の見込みにおいて、物価や薬価高騰などの影響を受

け、厳しい状況の中、病院に対し今の状況を見据えた中で、病院経営を行ってほしいとの要望を行っているとの答弁がありました。以上、審査しました結果、当局提案どおり原案を全会一致で可決いたしました。

次に、議案第82号 鞍手町営葬斎場の指定管理の指定について、執行部から議案書に基づき補足説明を受け審査いたしました。質疑応答の主なものとして、指定管理の業者選定に当たって、入札時の金額提示がないとの意見が出ていましたとの質問に対し、入札指定管理者の選定は違いがあり、業者から5箇年の収支予算の提示があり、その中で選定委員会で業者を選定することになっている。指定管理者が決まると、5箇年の基本協定を締結し、毎年、指定管理者と協議を行い、物価高騰などの影響を受けた場合など6年度の指定管理料の打合せを行い、年度協定を交じ合わせることと答弁がありました。また指定管理者の指定の議案には、収支予算書の資料を添付してはとの質問に対し、他の指定管理者の指定もありますので、指定管理者の指定全般として、総合的に協議していきたいとの答弁がありました。以上、審査しました結果、当局提案どおり原案を全会一致で可決いたしました。

次に議案第83号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定について、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。質疑応答の主なものとして、契約期間がなぜ3年間なのかという質問に対し、これまで5年間の指定管理期間としていたが、令和10年4月から町内で収集したし尿、浄化槽汚泥を遠賀川下流浄化センターで処理を行う予定とのことから3年間の契約期間としているとの答弁がありました。また3年後に衛生センターの運営はどうかという質問に対し、遠賀川下流浄化センターにおいて、下水道広域推進総合事業の進捗状況は、今年3月の予算特別委員会で報告しましたが、今年度に詳細設計を完了し、令和7年度から令和9年度にかけし尿受入施設建設工事を行い工事完了後は、町内のし尿や、浄化槽汚泥について、遠賀川下流浄化センターへの業者が持ち込むことになり、衛生センターは閉鎖となります。衛生センターの運営は福岡県であるという答弁がありました。以上審査した結果、当局提案どおり、原案を全会一致で可決いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○的野信之議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第68号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第73号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第74号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第78号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第79号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第81号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第82号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第83号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第68号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第78号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第79号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第81号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第82号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第83号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第68号 専決処分の承認 鞍手町独り親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に

対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長の委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第73号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号 地方独立行政法人くらて病院第4期中期目標を採決します。本案に対する委

員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号 鞍手町葬祭場の指定管理者の指定を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号鞍手町衛生センターの指定管理者の指定を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第10 議案第69号から日程第17 議案第80号までの8件を一括して議題とします。本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

○新谷留晴総務文教委員長 総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第69号から議案第80号までの8件について、12月13日及び本日17日に当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告いたします。

議案第69号鞍手町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例は、翌年度以降にわたり長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。以上審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第70号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例は総務課で所管する秘書に関する業務を、まちづくり課に移管して、秘書広報係を設置新設し、まちの話題、町長の動静など、情報発信を強化していくため、条例の一部を改正するものであります。執行部から、議案書に基づき補足説明を受け審査いたしました。その質疑応答の主なものものとして、広報を充実するのに、なぜ秘書は賄う必要があるのか。町長の答弁からも見えてこない。秘書をまちづくり課へ移管しても、広報の充実というのは、町長、副町長のスケジュール管理を含めて、移管しなくてもできるのではないかという意見がありました。以上、審査結果、賛成少数で否決されました。

次に、議案第71号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例は、雇用保険等の一部を改正する法律により、国家公務員退職手当法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。執行部から議案書に基づき補足説明を受け審査しましたが、条例案に修正が判明し、本日、再度執行部より修正後の条例案に基づき審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第72号 鞍手町税条例の一部を改正する条例は、個人の町民税及び固定資産税及び軽自動車税の種別別の納付期限及び固定資産税の第1期の納期を変更するために所要の改正を行うものです。執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第75号 鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例。鞍手町への定住促進と人口増加を図ることを目的として、奨励金交付事業を拡充し対象住宅の所得期限を延長するものです。執行部から議案書に基づき補足説明を受け審査をいたしました。その質疑応答の主なものとして、定住促進につながるこの条例の周知や相談を考えているか質問に対し、不動産会社、チラシ配布や移住定住に関するガイド作成、ホームページやSNSにも発信を行いたいとの回答がありました。また、移住定住を促進するために、根本的に住宅政策を進めるべく、町の重点計画に上げるべきではないかという意見や、新たな拡充内容の幅を広げてほしいとの意見がありました。以上、審査結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第76号 鞍手町用品調達基金条例を廃止する条例について、執行部から議案書に基づき補足説明を受け審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、基金を使って一括発注すれば、購入金額を抑えられるというメリットがあるのではないかという質問に対し、用品の購入単価については、毎年度見積りもあわせて行い、最低価格を提示した業者を指定業者として選定している。基金を使った場合と直接発注した場合も有利な購入価格で調達できるので変わりがないとの答弁がありました。また、用品によっては、一括発注と直接発注を併用したほうが良いのではという質問に対し、紙などのコピー用紙などは管財課あるいは教育課などで一括発注しているとの答弁があり、以上、審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第77号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）について、執行部から議案書に基づき補正説明を受け、審査いたしました。以上、慎重審議の結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第80号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税免除について、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、全会一致で可決いたしました。以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○的野信之議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第69号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第70号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第76号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第77号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第80号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第69号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第70号について討論はありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 2番 議案第70号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論をいたします。

本議案は総務課で所管する秘書に関する業務をまちづくり課に移管するとともに、秘書広報係を新設し、情報発信を強化する目的での条例の一部改正であります。町長及び副町長のスケジュール管理を主たる業務とする秘書が広報と一体となっても、町の情報発信の強化につながるとは考えにくく、また新たな係を新設するのであれば、それ相応の業務を担当係として担うべきである。今定例会本会議での議案質疑における町長の答弁は、これらの懸念を払拭し、新たに係を設置することに納得するに至らなかった。町の情報発信の重要性は理解できるが、議案が示す方法では情報発信強化につながらず、その目的を達成することは考えにくい。以上、反対討論といたします。

○的野信之議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案722号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第76号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第77号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第80号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第69号鞍手町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」少数)

挙手少数です。よって議案第70号は否決されました。

次に、議案第71号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

す。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号 鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号 鞍手町用品調達基金条例を廃止する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく、令和6年度固定資産税の課税免除を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第18 発委第1号から日程第21 発委第4号までの4件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。宇田川議会運営委員長。

○宇田川亮議会運営委員長 発議第1号から第4号までの4件について一括して提案理由の説明を行います。発議第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例について、標準町村議会委員会条例の一部が改正されたこと及び新庁舎建設に伴う議会運営の見直しを行うため、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第3項の規定に基づき、条例の一部を改正する必要があります、この条例案を提出する理由であります。

次に、発議第2号 鞍手町議会会議規則の一部を改正する規則について、標準町村議会会議規則の一部が改正されたこと及び新庁舎建設に伴う議会運営の見直しを行うため、会議規則第13条第3項の規定に基づき、規則の一部を改正する必要があります、これがこの規則案を提出する理由であります。

次に、発議第3号 鞍手町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について、令和4年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律により、議会の議員にかかる請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、議員個人による請負の状況の透明性を確保するため、この条例を制定する必要があります、これがこの条例案を提出する理由であります。

次に、発議第4号 町長の専決処分事項の指定に関する条例。地方自治法第112条及び会議規則第13条第3項の規定により提出します。以上提案説明を終わります。

○的野信之議長 お諮りします。発委第1号から第4号までの4件を、質疑、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、発委第1号から第4号までの4件は質疑討論を省略します。これから採決を行います。発意第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号 鞍手町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

挙手多数です。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第3号 鞍手町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第4号 町長の専決処分事項の指定に関する条例を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。日程第22 閉会中の継続事件を議題とします。各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、タブレット端末機に送信しているとおり、閉会中の継続審査の申出があつております。お諮りします。各委員長の申出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、継続審査することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。これをもって令和6年第6回定例会を閉会します。

—— 閉会 13時57分 ——

~~~~~○~~~~~

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長           的 野 信 之          

議員           石 井 大 輔

議員

許 斐 潤 一 郎

---

令和6年12月17日

鞍手町議会

議長 的野信之

### 閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

| 委員会名                     | 調査事項                                                                     |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 総務文教委員会                  | 財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査                          |
| 民生産業委員会                  | 厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査                      |
| 議会運営委員会                  | 本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項 |
| 鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会 | 新庁舎等の建設及び関連事項に関する審査                                                      |
| 議会広報編集調査特別委員会            | 議会広報編集及び調査                                                               |